

令和 2 年
第 4 回八雲町議会臨時会
議 題

開会 令和 2 年 5 月 1 4 日
閉会 令和 2 年 5 月 日

八 雲 町

議案第 1 号

八雲町後期高齢者医療に関する条例及び八雲町国民健康保険条例の一部を改正する条例

(八雲町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第1条 八雲町後期高齢者医療に関する条例（平成20年八雲町条例第4号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(本町において行う事務)</p> <p>第2条 本町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p>	<p>(本町において行う事務)</p> <p>第2条 本町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(7)の2 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p>(8) 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

(八雲町国民健康保険条例の一部改正)

第2条 八雲町国民健康保険条例（平成17年八雲町条例第87号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>附 則</p> <p>(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)</p> <p>4 略</p>	<p>附 則</p> <p>(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)</p> <p>4 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p><u>5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき</u></p> <p><u>(新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき</u></p>

又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

6 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

7 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

8 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を

受けることができなかつた場合においてその
受けた額が傷病手当金の額より少ないときは
その額と傷病手当金との差額を支給する。た
だし、同項ただし書の規定により傷病手当金
の一部を受けたときは、その額を支給額から
控除する。

10 前項の規定によりこの町が支給した金額
は、当該被保険者を使用する事業所の事業主
から徴収する。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の八雲町国民健康保険条例附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

令和2年5月14日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 2 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種類及び数量 不織布マスク 600,000 枚
- 2 取得の方法 契約の定めるところによる
- 3 取得の金額 27,000,000 円
- 4 契約の相手方 八雲町本町 221
有限会社ごとう薬局
代表取締役 後藤 孝史

令和 2 年 5 月 14 日提出

八雲町長 岩村 克 詔

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 14 日提出

八雲町長 岩村克詔

専 決 処 分 書

令和2年度八雲町一般会計補正予算（第4号）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月24日

八雲町長 岩村克詔

令和2年度八雲町一般会計補正予算（第4号）

令和2年度八雲町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,702,601千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,692,717千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 1,099,104	千円 1,665,208	千円 2,764,312
	2 国庫補助金	407,668	1,665,208	2,072,876
19 繰入金		2,302,839	37,393	2,340,232
	1 基金繰入金	2,302,839	37,393	2,340,232
歳 入 合 計		14,990,116	1,702,601	16,692,717

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 2,403,159	千円 1,665,208	千円 4,068,367
	1 社会福祉費	1,490,213	1,643,945	3,134,158
	2 児童福祉費	912,946	21,263	934,209
6 農林水産業費		926,177	1,347	927,524
	1 農業費	645,700	1,347	647,047
7 商工費		341,500	36,046	377,546
	1 商工費	341,500	36,046	377,546
歳 出 合 計		14,990,116	1,702,601	16,692,717

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	1,099,104	1,665,208	2,764,312
19 繰入金	2,302,839	37,393	2,340,232
歳入合計	14,990,116	1,702,601	16,692,717

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	2,403,159	1,665,208	4,068,367
6 農林水産業費	926,177	1,347	927,524
7 商工費	341,500	36,046	377,546
歳出合計	14,990,116	1,702,601	16,692,717

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
1,665,208	0	0	0
0	0	1,347	0
0	0	7,694	28,352
1,665,208	0	9,041	28,352

2 歳 入

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 民生費国庫補助金	19,529	1,665,208	1,684,737
計	407,668	1,665,208	2,072,876

19 款 繰入金

1 項 基金繰入金

	千円	千円	千円
2 ふるさと応援基金繰入金	2,042,157	37,393	2,079,550
計	2,302,839	37,393	2,340,232

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費補助金	千円 1,643,945	特定定額給付金給付事業費補助金 特定定額給付金給付事務費補助金	千円 1,620,000 23,945
2 児童福祉費補助金	21,263	子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金	18,570 2,693

1 ふるさと応援基金 繰入金	千円 37,393	ふるさと応援基金繰入金	千円 37,393

3 歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
8 特別定額給付金給付事業費	千円 0	千円 1,643,945	千円 1,643,945	千円 1,643,945	千円 0	千円 0	千円 0
計	1,490,213	1,643,945	3,134,158	1,643,945	0	0	0

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

2 児童措置費	千円 778,388	千円 21,263	千円 799,651	千円 21,263	千円 0	千円 0	千円 0
計	912,946	21,263	934,209	21,263	0	0	0

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	千円 1,884	会計年度任用職員事務員報酬	千円 1,884
3 職員手当等	7,261	時間外勤務手当	7,261
4 共済費	201	社会保険料	201
10 需用費	754	消耗品費 印刷製本費	586 168
11 役務費	3,707	運搬料 口座振替手数料	2,761 946
12 委託料	10,138	システム改修業務等委託料	10,138
18 負担金補助及び交付金	1,620,000	特別定額給付金	1,620,000

3 職員手当等	千円 422	時間外勤務手当	千円 422
10 需用費	71	消耗品費 印刷製本費	22 49
11 役務費	283	運搬料 口座振替手数料	160 123
12 委託料	1,917	システム改修業務等委託料	1,917
19 扶助費	18,570	臨時特別給付金	18,570

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 農業振興費	34,122	1,347	35,469			1,347	
計	645,700	1,347	647,047	0	0	1,347	0

7 款 商工費

1 項 商工費

	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 商工振興費	254,830	36,046	290,876			7,694	28,352
計	341,500	36,046	377,546	0	0	7,694	28,352

節		金額	説明	千円
区分				
10 需用費		千円 1,347	食糧費	千円 1,347

10 需用費		千円 60	消耗品費	千円 60
11 役務費		120	新聞折込手数料	120
12 委託料		562	感染症対策協力金支給業務委託料	562
18 負担金補助及び交付金		35,304	町内産品消費拡大支援事業補助金 感染症対策協力金	7,604 27,700

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当等	計			
補正後	(246) 241	318,542	877,718	662,032	1,858,292	515,026	2,373,318	
補正前	(245) 241	316,658	877,718	654,349	1,848,725	514,825	2,363,550	
比較	(1)	1,884		7,683	9,567	201	9,768	

(単位：千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 手当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手当	休日勤務 手当	地域手当	期末手当
	補正後	28,074	32,086	79,907	16,679	360	3,702	25,845	7	244,057
	補正前	28,074	32,086	72,224	16,679	360	3,702	25,845	7	244,057
	比較			7,683						
	区分	勤勉手当	寒冷地 手当	通勤手当	特殊勤務 手当	宿日直 手当	単身赴任 手当	児童手当	合計	
	補正後	180,129	21,958	9,446	1,926	79	552	17,225	662,032	
	補正前	180,129	21,958	9,446	1,926	79	552	17,225	654,349	
比較								7,683		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当等	計			
補正後	(8) 241		877,718	588,325	1,466,043	457,530	1,923,573	
補正前	(8) 241		877,718	580,642	1,458,360	457,530	1,915,890	
比較				7,683	7,683		7,683	

(単位：千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 手当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手当	休日勤務 手当	地域手当	期末手当
	補正後	28,074	32,086	79,907	16,679	360	3,702	25,845	7	202,928
	補正前	28,074	32,086	72,224	16,679	360	3,702	25,845	7	202,928
	比較			7,683						
	区分	勤勉手当	寒冷地 手当	通勤手当	特殊勤務 手当	宿日直 手当	単身赴任 手当	児童手当	合計	
	補正後	148,401	21,108	9,446	1,926	79	552	17,225	588,325	
	補正前	148,401	21,108	9,446	1,926	79	552	17,225	580,642	
比較								7,683		

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補 正 後	(238)	318,542		73,707	392,249	57,496	449,745	
補 正 前	(237)	316,658		73,707	390,365	57,295	447,660	
比 較	(1)	1,884			1,884	201	2,085	

(単位：千円)

職員手当等の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	地 域 手 当	期 末 手 当
	補正後									41,129
	補正前									41,129
	比 較									
	区 分	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	単 身 赴 任 手 当	児 童 手 当		合 計
	補正後	31,728	850							73,707
	補正前	31,728	850							73,707
比 較										

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	1,884	その他の増減分	1,884	イ 会計年度任用職員 ・報酬	◎特別定額給付金給付事業に係る会計年度任用職員 ・報酬1,884
職 員 手 当 等	7,683	その他の増減分	7,683	ア 会計年度任用職員 以外の職員 ・時間外勤務手当	◎特別定額給付金給付事業に係る会計年度任用職員 以外の職員 ・時間外勤務手当7,261 ◎子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係る会計 年度任用職員以外の職員 ・時間外勤務手当422
共 済 費	201	その他の増減分	201	イ 会計年度任用職員 ・社会保険料	◎特別定額給付金給付事業に係る会計年度任用職員 ・社会保険料201

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 14 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

令和2年度八雲町一般会計補正予算（第5号）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月7日

八雲町長 岩村克詔

令和2年度八雲町一般会計補正予算（第5号）

令和2年度八雲町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50,387 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,743,104 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円 2,340,232	千円 50,387	千円 2,390,619
	1 基金繰入金	2,340,232	50,387	2,390,619
歳 入 合 計		16,692,717	50,387	16,743,104

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		千円 2,118,256	千円 31,448	千円 2,149,704
	1 保健衛生費	1,575,585	31,448	1,607,033
6 農林水産業費		927,524	430	927,954
	1 農業費	647,047	430	647,477
7 商工費		377,546	18,509	396,055
	1 商工費	377,546	18,509	396,055
歳 出 合 計		16,692,717	50,387	16,743,104

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
19 繰入金	2,340,232	50,387	2,390,619
歳入合計	16,692,717	50,387	16,743,104

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 衛生費	2,118,256	31,448	2,149,704
6 農林水産業費	927,524	430	927,954
7 商工費	377,546	18,509	396,055
歳出合計	16,692,717	50,387	16,743,104

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	補 正 額	財 源	内 訳
国道支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
0	0	0	31,448
0	0	430	0
0	0	18,509	0
0	0	18,939	31,448

2 歳 入
 19 款 繰入金
 1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	千円 255,000	千円 31,448	千円 286,448
2 ふるさと応援基金繰入金	2,079,550	18,939	2,098,489
計	2,340,232	50,387	2,390,619

3 歳 出
 4 款 衛生費
 1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 予防費	千円 79,435	千円 31,448	千円 110,883	千円	千円	千円	千円 31,448
計	1,575,585	31,448	1,607,033	0	0	0	31,448

6 款 農林水産業費
 1 項 農業費

3 農業振興費	千円 35,469	千円 430	千円 35,899	千円	千円	千円	千円
計	647,047	430	647,477	0	0	430	0

7 款 商工費
 1 項 商工費

2 商工振興費	千円 290,876	千円 18,509	千円 309,385	千円	千円	千円	千円 18,509
計	377,546	18,509	396,055	0	0	0	18,509

節		説 明	
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	千円 31,448	財政調整基金繰入金	千円 31,448
1 ふるさと応援基金繰入金	18,939	ふるさと応援基金繰入金	18,939

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	千円 27,600	消耗品費	千円 27,600
11 役務費	3,848	運搬料 梱包手数料	3,520 328

10 需用費	千円 430	食糧費	千円 430

10 需用費	千円 49	消耗品費	千円 49
11 役務費	60	新聞折込手数料	60
18 負担金補助及び交付金	18,400	感染症対策協力金	18,400

